



# Global Tax Update

英国

デロイト トーマツ税理士法人

2015年11月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

## 1. HMRC が FRS 102 に関する説明文書を改訂

英国歳入税関庁(HM Revenue and Customs: 以下「HMRC」)は FRS 102 に関する説明文書を改訂した。当該文書は、2014年1月に FRS 102 適用の選択を検討している企業および既に適用の選択をした企業をサポートするために作成されたものである。当該文書は会計基準変更の主要な影響および旧 UK GAAP から FRS 102 に移行する企業への税務上の影響を解説している。また、内容は法人税が中心としているが、多くの会計上および税務上の取扱いは似通っているため、個人所得税の対象となる個人(および他の事業体)が FRS 102 を理解する助けにもなるものである。ただし、法人税と個人所得税の重要な相違のうち、当該文書には記載されていないものもある。

## 2. 「利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限」に関する諮問

英国政府は OECD の「税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting: 以下「BEPS」)最終報告書行動4「利子損金算入や他の金融取引の支払」における提言に関する諮問文書(Consultation Document)を公表し、2016年1月14日まで意見を募集している。諮問文書の主な内容は、最終報告書に示されている「ベストプラクティス アプローチ」の概要についてである。英国政府は選択可能な税制のオプションの多くについ

て見解を固めておらず、今回の意見募集における企業の反応により結果が左右される機会がある。政府は、形式的に利子損金算入を制限することは英国税務政策における大きな転換であることを認めており、2016年3月に予算案と一緒に公表されることが予定されている「法人税ロードマップ(Business Tax Roadmap)」の中で方向性を示す予定である。新しい制度が英国内のすべてのグループ会社の Tax EBITDA (earnings before interest, taxes, depreciation and amortisation)の合計に対して適用されるべきという提案は、有用なものと想定される。これは、最終報告書に列挙されている多くの問題(欠損法人や多額の非課税配当を受領する持株会社の取扱い等)について対応されると考えられる。しかし、英国内のグループ会社を「英国サブグループ」として合計することが、EU 法で認められるか否かは不明である。詳細については[英国大使館のウェブサイト](#)(英語)を参照のこと。

## 3. パテントボックスに関する諮問

HMRC は、パテントボックスについての諮問文書(Consultation Document)を公表した。これは、BEPS プロジェクトの一環として、2016年7月1日から知的財産(IP)所得に係る優遇税制に新しい枠組みが適用されることを決定した「有害税制への対抗に関するフォーラム」を受けてのものである。当該プロジェクトのスケジュールは既に決定し

ているため、HMRC は、諮問文書に寄せられた意見の発表後に法案を発表するのではなく、諮問プロセスの内容を盛り込んだ法案を2015年12月中に発表する予定である。諮問文書への意見は法案への必要な修正(12月に発表される草案へのコメントに基づく修正を含む)と共に2016年春に発表される予定である。本諮問文書の意見募集の期限は2015年12月4日である。

#### 4. DMWSHNZ Ltd 訴訟: グループ内のみなし資産譲渡: 控訴裁判所訴訟で納税者が敗訴

控訴裁判所(Court of Appeal)は DMWSHNZ Limited 訴訟(DMWSHNZ Limited 対 HMRC)において DMWSHNZ Limited(以下「本件納税者」)の訴えを棄却した。

当該訴訟においては、納税者が、他のグループ会社とともに、グループ企業への貸付金の償還より実現したキャピタルゲインを税務計算上他のグループ会社に移転する申請を有効に行ったかどうか争われていた。他のグループ会社は、キャピタルゲインの全額を相殺するキャピタルロスを持っていた。

控訴裁判所は、キャピタルゲインの移転は有効ではなかったと判示した。税法上、移転は実際の売却が第三者に対して行われた時にのみ認められており、これは本件に第三者への売却は行われていない。本件納税者は公正性および目的論的解釈に基づき反論したが、唯一見解を示した Lewison 控訴裁判所判事は「公正性および目的論的解釈ができる場合とできない場合の境界線は議会が既に判断している」とするとともに、非法定の文書に依拠することも否定した。

#### 5. シニア アカウンティング オフィサー制度の運用: HMRC がミーティングを開催

2015年9月23日、HMRC は、シニア アカウンティング オフィサー(Senior Accounting Officer: 以下「SAO」)制度の運用実績の評価、経験の共有および将来的な方向性を検討するためのラウンドテーブルミーティングを開催した。HMRC は、税務コンプライアンスが向上し、企業内の税務に対する認識が高まったという点で制度実施は成功であると考えている。しかし、個々のカスタマー リレーションシップ マネジャー(Customer

Relationship Manager 以下:「CRM」)の姿勢にばらつきがあることは今後も検討すべき課題であること、また、文書の作成・提出義務およびペナルティーへの注目が高まっているために、SAO 制度に規定されている「主要義務(main duty)」およびその趣旨への関心が薄れていることを認めている。さらに、350のペナルティー事例のうち、3つを除くすべてが事務手続違反によるものであり、またそれらのおよそ3分の2はここ18カ月の間に課されたことを示した。当該制度はいまだ実施早期にあるが、HMRC は、手書き署名入りの紙ベースの証明書の提出を認める要件および通知書と証明書を別書式とする要件等について当該制度の形式を一部緩和することを検討している。このような形式緩和により、「主要義務」や合理的な手順(reasonable steps)に関する追加ガイダンスの発表に基づく証明書の正確性に新たな注目が集まることを見込まれる。HMRC はまた、SAO 制度は CRM ミーティングの主要な議題であること、個別の取組みとしてではなく重要な税務上の問題と併せて検討すべきであること、また企業のリスクレビューでも中心的課題として取り扱われるべきであることを強調した。

#### 6. 年金基金費用に係る VAT 回収に関する HMRC の説明

予想されていたとおり、HMRC は年金基金管理費用に係る VAT(Value Added Tax: 付加価値税: 以下「VAT」)の控除に関する追加説明(Brief)を発表した。この説明は PPG Holdings BV 訴訟の欧州司法裁判所(Court of Justice of European Union: 以下「CJEU」)判決に基づく HMRC の方針変更を規定する Brief 43(2014)および Brief 8(2015)に続くものである。今回の追加説明では、現行の「移行期間(雇用主および年金基金が、VAT Notice 700/17に規定されている年金関連業務に係る VAT の還付について「旧」ルールを適用することが認められる期間)」が2016年12月31日まで延長されることを確認している。また、HMRC Brief 8(2015)に規定されている「三者間契約」の使用に関連して法人税上の問題が生じることも認めており、雇用主が年金関連業務に係る VAT を還付できるようにするための複数の代替案も検討している。ただし、これらの代替案にはまだ課題が残っており、HMRC は本年中に追加のガイダンスを発表するとしている。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 [ykonii@deloitte.co.uk](mailto:ykonii@deloitte.co.uk)

ディレクター 日高 大雅 [hhidaka@deloitte.co.uk](mailto:hhidaka@deloitte.co.uk)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

新東京ビル5階

T e l : 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatsumo.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatsumo.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。